

■ 募集の内容

○ 農業委員

- ・ 募集人数 12人
- ・ 農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者
- ・ 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日（3年間）
- ・ 報酬 村条例に基づき支給
- ・ 主な業務 農地法等の法令業務、農地利用最適化に関する業務等

○ 農地利用最適化推進委員

- ・ 募集人数 7人【阿知原小松原地区1人、粒良脇地区1人、山田河内地区1人、親田地区1人、旭地区1人、入野地区1人、五部落地区1人】
- ・ 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
- ・ 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日（3年間）
- ・ 報酬 村条例に基づき支給
- ・ 主な業務 担当地区における農地利用最適化に関する業務等

農地利用最適化推進委員担当地区一覧

地区名	担当する区域の名称	定員
阿知原・小松原	阿知原、小松原	1
粒良脇	粒一北、粒一南、粒二、粒三、桃立、大久保	1
山田河内	中島、山一東、山一西、山二、中原、新田、明地原	1
親田	原平、中平、西部、長原、北平、相田	1
旭	新中原、北又、休戸、合上、合南	1
入野	上野原、入野、手塚原	1
五部落	鎮西、新井、仁王関、菅野、吉岡	1

■推薦および応募の資格

- ・ 村内に在住し、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等の職務を適切に行うことができる者
- ・ 村職員でない者
- ・ 暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有しない者

※次のいずれかに該当する者は、推薦または応募することができません。

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

■推薦または応募方法

規定の様式に必要事項を記入の上、農業委員会事務局（役場振興課）まで提出してください。（様式は農業委員会事務局でお受け取りください。）

■候補者の選考

- ・ 農業委員の推薦若しくは応募による候補者の総数が定数を超えた場合または村長が必要と認めた場合は、候補者評価委員会により候補者の選考を行います。
- ・ 農地利用最適化推進委員の推薦若しくは応募による候補者の総数が定数を超えた場合またはその他必要と認める場合は、農業委員会総会にて審査を行います。（推薦または応募いただいても必ず候補者に決定されるわけではございません）

■その他

- ・ 農業委員は、過半数が認定農業者であること、中立な立場（農業に従事していない者など）で公平公正な判断ができる者を一人以上任命する必要があります。また、年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮することが定められておりますので、青年や女性の推薦や応募を積極的にお願いします。
- ・ 受付期間の中間および終了後に、提出のあった推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所を除き全て公表となりますのでご承知ください。